

## 三重ブランド認定表示取扱基準

三重ブランド認定要綱第16条第2項に定める三重ブランド認定表示取扱基準(以下「表示取扱基準」という。)は次のとおりとする。

### 《三重ブランド認定事業者の責務》

- 1 三重ブランド認定事業者(以下「認定事業者」という。)は、三重ブランド認定品(以下「認定品」という。)及び自らが三重ブランドとして認定を受けたものであることを適切に表示しなければならない。
- 2 認定事業者は、表示等により三重ブランドの普及、広報宣伝に努めなければならない。
- 3 認定事業者は、三重ブランドと表示する認定品の高い品質等を保証し、消費者等の期待を裏切ってはならない。
- 4 認定事業者は、三重ブランドと表示するにあたって、三重ブランドシンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)を併用するものとし、シンボルマークが併用できないときは三重ブランド認定品又は三重ブランド認定事業者と明記しなければならない。

### 《シンボルマーク等》

- 1 シンボルマークは、次のとおりとする。
  - ・ シンボルマークの背景色は、金色とする。
  - ・ シンボルマーク及び文字は黒色とする。
  - ・ シンボルマークの背景は四角形とする。
  - ・ シンボルマークと併用するキャッチコピーは、黒色の四角形の背景のなかに白色の文字を使用し、次のとおりとする。



### 《認定事業者の取引先等が行う認定品の表示》

- 1 認定事業者の取引先等(以下「取引先等」という。)が行う認定品の表示にあたっては、書面で当該認定事業者の承諾を得なければならない。(様式例1及び2を参考のこと)
- 2 上記1の承諾を行うにあたって、認定事業者は、当該取引先等の表示に責任を負うものとする。
- 3 承諾を受けた取引先等は、認定事業者に準じて三重ブランド認定要綱第17条及び本表示取扱基準を遵守しなければならない。
- 4 認定事業者は、承諾した取引先等が不適切な表示を行ったと認められる場合において、表示の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。

### 《認定事業者及び取引先等以外の者のシンボルマーク等の使用》

- 1 認定事業者及び取引先等以外の者（以下「第三者利用者」という。）が、シンボルマーク（シンボルマークが記載された掲示物及びこれに類するものを含む。（以下「シンボルマーク等」という。））を使用する場合は、書面で次の事項を明らかにして知事の承諾を得なければならない。（様式例1を参考のこと）
  - ・ 使用目的
  - ・ 使用期間
  - ・ 使用方法
  - ・ その他知事が必要と認めるもの
- 2 知事は、第三者利用者からシンボルマーク等の使用承諾願いがあったときは、その内容を確認し、次の条件を満たすと認められるとき、条件を付して承諾することができる。（様式例2を参考のこと）
  - ・ 三重ブランドの認知度向上に資すること
  - ・ 三重ブランドのイメージ向上に資すること
  - ・ 認定品の広告等に使用する場合は、認定品であることが確認できること
- 3 知事は、承諾した第三者利用者が不適切な使用を行ったと認められる場合において、使用の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。

### 《認定品の二次利用における表示》

- 1 認定品を原材料とした加工品（調理したものを含む）等（以下「二次利用」という。）に三重ブランドの表示を行う場合は、書面で次の事項を明らかにして、取引先等にあつては当該認定品目の認定事業者の承諾、又は第三者利用者にあつては知事の承諾を得なければならない。（申請にあつては様式例1及び2を参考のこと）
  - ・ 原材料とする認定品目
  - ・ 加工品等の名称
  - ・ 二次利用の方法（認定品の仕入先、原材料の使用割合、表示方法、表示（利用）期間、利用（販売）場所、その他適正利用と証明できる事項等）
  - ・ その他認定事業者若しくは知事が必要と認めるもの
- 2 承諾を受けた取引先等及び第三者利用者は、別に定める三重ブランド認定品の二次利用における三重ブランド表示ガイドラインを遵守し、適正に表示しなければならない。
- 3 認定事業者は、承諾した取引先等が不適切な表示を行ったと認められる場合において、表示の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。
- 4 知事は、承諾した第三者利用者が不適切な表示を行ったと認められる場合において、表示の中止命令又は承諾の取消しをすることができる。

### 《事故、苦情等の処理》

- 1 認定事業者、認定品の表示の承諾を受けた取引先等及びシンボルマーク等の使用の承諾を受けた第三者利用者（二次利用含む）は、三重ブランドに関する事故、苦情等が発生した場合は、責任を持って速やかに必要な措置を講じ、その内容等を記録し、知事若しくは認定事業者に報告しなければならない。

(様式例 1)

令和 年 月 日

〇〇 (認定品) 認定事業者 又は 知事 あて

(申請者)

所在地 〇〇県〇〇市〇〇

名称 〇〇会社〇〇

代表者 〇〇 〇〇

三重ブランドシンボルマーク等使用願い  
三重ブランド認定表示取扱基準により、次の事項について承諾を求めます。

※ 承諾を受けたい事項を簡潔に記載すること。  
(使用するもの (マーク) の特定、使用目的、使用方法、使用期間 など)

申請事務担当

〇〇部〇〇課 (所属) 〇〇 (氏名)

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メール xxx@xxx.jp

.....

(様式例 2)

令和 年 月 日

申請者 あて

(使用許諾を与える者の名称等)

所在地 三重県〇〇市〇〇

名称 〇〇

代表者 〇〇 〇〇

三重ブランドシンボルマーク等の使用承諾について  
令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった三重ブランドシンボルマーク等の使用承諾  
申請については、次のとおり条件を付して使用を承諾します (又は承諾できません)。

※ 承諾する内容及び条件を記載する。  
承諾できない場合は、その理由を明記する。